



令和6年11月1日から

やむを得ない事情がある場合の 転籍の運用を改善しました

本リーフレットは、やむを得ない事情による転籍に関する運用改善をお伝えするものです。監理団体・実習実施者の皆さまにおかれては、技能実習生に対する人権侵害行為や、報酬の不払などが生じることがないように、引き続き技能実習計画に基づき適正な技能実習の実施をお願いいたします。

運用改善の内容

1 「やむを得ない事情」の明確化

以下のような「やむを得ない事情」となり得る事柄について、技能実習制度運用要領に明記しました。

- ・ 暴行や各種ハラスメント(暴言、脅迫・強要、セクハラ、マタハラ、パワハラなど)等の人権侵害行為を受けている場合
- ・ 重大悪質な法令違反行為があった場合
- ・ 重大悪質な契約違反行為があった場合

→ 詳細はこちら (機構ウェブサイト)



2 手続を明確化・柔軟化しました。

- ・ 技能実習生から監理団体又は実習実施者へ転籍の申出を行うための各国言語に翻訳した様式及び転籍の申出を受けた監理団体又は企業単独型実習実施者が当該申出に係る対応を技能実習生へ通知するための様式を整備

→ 「実習先変更希望の申出書」(運用要領参考様式第1-44号)

→ 「実習先変更希望の申出に係る対応通知書」(運用要領参考様式第1-45号)

- ・ 事実関係の調査に当たって、技能実習生の申出を裏付ける録音や写真等の資料が提出された場合には、やむを得ない事情があると認めやすくなりますので、そのような資料があるかよく確認してください。

→ 詳細はこちら (機構ウェブサイト)



■監理団体からのお知らせ■

上記の様に、「やむを得ない事情」に関してこれまで不明確だった部分を、明確化・拡大しました。加えて、技能実習生が転籍を申し出るための様式も整備されました。詳しくは毎月監査時にリーフレットを用いてお知らせ致します。

師走の中、大変お忙しいとは思いますが、監査にご協力の程、宜しくお願い申し上げます。